

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【公表番号】特表2012-527829(P2012-527829A)

【公表日】平成24年11月8日(2012.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2012-046

【出願番号】特願2012-511885(P2012-511885)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

G 06 F 13/00 5 5 0 L

G 06 F 13/00 5 4 7 V

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月3日(2013.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

計算装置のプロセッサを、該計算装置にネットワーク接続されたクライアントデバイスがメディアファイルを再生することを可能にする方法を実行するようにプログラミングするためのコンピューター実行可能命令を格納するコンピューター読み取り可能な記憶媒体であって、前記方法は、

(a) 前記クライアントデバイスによってサポートされている前記メディアファイルフォーマットを検出するステップと、

(b) 前記クライアントデバイスに、前記計算装置にコンタクトして該クライアントデバイスによってサポートされていないフォーマットのメディアファイルを取得するように指示するステップと、

(c) 前記クライアントデバイスに、リモートロケーションに直接コンタクトして該クライアントデバイスによってサポートされているフォーマットのメディアファイルを取得するように指示するステップと、

(d) 前記クライアントデバイスから、該クライアントデバイスによってサポートされていないフォーマットのメディアファイルを取得するという要求を受信するステップと、

(e) 前記ステップ(d)において要求された前記メディアファイルを取得するステップと、

(f) 前記ステップ(e)において取得された前記メディアファイルを、前記クライアントデバイスによってサポートされているフォーマットにトランスコードするステップと、

(g) 前記ステップ(f)においてトランスコードされた前記メディアファイルを前記クライアントデバイスによって再生するために該クライアントデバイスに転送するステップと、

(h) ユーザーによって生成されるルート検索クエリーを受信するステップと、

(i) 前記ルート検索クエリーの検索結果を生成するステップと、

(j) 前記ルート検索クエリーから1つ又は複数の派生検索クエリーを生成するステッ

プであって、前記派生検索クエリーは、元のルート検索クエリーに関連する検索クエリーを派生させることができるメタデータマイニングエンジンによって生成される、ステップと、

(k) 前記1つ又は複数の派生検索クエリーの検索結果を生成するステップと、
(l) 前記ステップ(h)において生成された前記ルートクエリーの検索結果からのコンテンツを含み、かつ前記ステップ(j)における前記1つ又は複数の派生検索クエリーの検索結果からのコンテンツを含む、仮想テレビチャンネルを作成するステップとを含む、コンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項2】

(m) 前記クライアントデバイスから、メディアファイルの検索を実行するという要求を受信するステップと、

(n) リモートロケーションにコンタクトするステップと、
(o) 前記リモートロケーションから利用可能なメディアファイルのカテゴリを取得するステップと、

(p) 前記カテゴリを、前記リモートロケーションにおける利用可能なメディアファイルのカテゴリへのリンクを含むデータ構造にフォーマット設定するステップと、

(q) 前記フォーマット設定されたデータ構造を前記クライアントデバイスに送信するステップと、

をさらに含む、請求項1に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項3】

前記クライアントデバイスから、利用可能なメディアファイルの前記カテゴリのうちの1つ又は複数の閲覧要求を受信し、前記リモートロケーションにコンタクトして前記要求された1つ又は複数のカテゴリを取得するステップをさらに含む、請求項2に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項4】

前記ステップ(b)及び前記ステップ(c)は、前記クライアントデバイスが前記メディアファイルを取得する際に用いるためのデータ構造を該クライアントデバイスに送信するステップを含む、請求項1に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項5】

前記クライアントデバイスが前記メディアファイルを要求する際に用いるべきリンクを前記データ構造が指定するステップをさらに含む、請求項4に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項6】

前記クライアントデバイスに、前記計算装置にコンタクトして該クライアントデバイスによってサポートされていないフォーマットのメディアファイルを取得するように指示する前記ステップ(b)は、前記クライアントデバイスに、前記計算装置への接続を指定するリンクを有するデータ構造を送信するステップを含む、請求項5に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項7】

前記クライアントデバイスに、リモートロケーションに直接コンタクトして該クライアントデバイスによってサポートされているフォーマットのメディアファイルを取得するように指示する前記ステップ(c)は、前記クライアントデバイスに、前記要求されたメディアファイルのロケーションへの直接接続を指定するリンクを有するデータ構造を送信するステップを含む、請求項5に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項8】

前記ステップ(f)においてトランスクードされた前記メディアファイルを前記クライアントデバイスに転送する前記ステップ(g)は、前記ステップ(f)においてトランスクードされた前記メディアファイルを、テレビシステムに関連付けられるセットトップボックス、移動電話及びゲームコンソールのうちの1つに転送するステップを含む請求項1に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 9】

前記仮想チャンネル上のコンテンツを所定の長さの番組に分割するステップをさらに含む請求項 1 に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 10】

前記仮想チャンネル上のコンテンツを番組に分割するステップは、コンテンツを、各々が前記ルート検索クエリー又は異なる派生検索クエリーに関連する番組へ分割するステップを含む請求項 9 に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 11】

コンテンツ再生のための時間を未来の所定のある期間に設定するスケジュールに従って、前記仮想テレビチャンネル上でコンテンツを再生するステップをさらに含む請求項 1 に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 12】

前記クライアントデバイスが、サポートされるコンテンツを要求するために該サポートされるコンテンツのソースに直接 kontakt するステップをさらに含む請求項 1 に記載のコンピューター読み取り可能な記憶媒体。